

第5章 目標達成に向けた取組

5-1 施策の体系

本計画における2030（令和12）年度の短期目標を達成するための施策を、本計画で掲げた3つの基本計画を踏まえて以下のように体系化します。

表5-1 施策の体系

基本理念	基本目標	施策の方向	取組項目	重点施策※		
				1	2	3
今くいとめる地球温暖化 みんなのミッション	エネルギーの効率的利用	Ⅰ エネルギーの合理的利用及び創出の推進	I-① 公共施設のエネルギー対策の推進	○	○	
			I-② 事業者等のエネルギー対策の推進	○		
			I-③ 住宅へのエネルギー対策の推進	○		
	カーボンニュートラルに向けたまちづくり	Ⅱ 循環型社会形成の推進	Ⅱ-① 廃棄物の発生抑制・排出抑制の促進	○		
			Ⅱ-② 資源の循環的利用と熱回収等の推進		○	
		Ⅲ 交通対策の推進	Ⅲ-① 自動車使用における環境配慮の推進	○		
			Ⅲ-② 公共交通機関・自転車の利用促進			
	Ⅳ 緑地の保全及び都市緑化の推進	Ⅳ-① 緑地の保全の推進				
		Ⅳ-② 都市緑化の推進				
	率先的な脱炭素行動 一人ひとりの	Ⅴ 市民・事業者との協働の推進	V-① 市民・事業者・大学との協働の推進			○
			V-② 市民との協働の推進			○
		Ⅵ 環境学習の推進・環境情報の発信・実践行動の促進	Ⅵ-① 環境学習の推進・市民向け環境講座の実施			○
Ⅵ-② エコライフの普及と促進					○	

※重点施策の「○」は、取組項目の施策に重点施策が含まれていることを意味します。

重点施策の詳細は69ページを参照してください。

5-2 基本目標ごとの取組

基本目標1 エネルギーの効率的利用

SDGsのゴール



施策の方向Ⅰ エネルギーの合理的利用及び創出の推進

カーボンニュートラルシティを実現するには、エネルギーを無駄なく効率的に利用する省エネ対策と、太陽光発電などの再生可能エネルギーを地域で創出し、灯油やガソリンといった化石燃料由来のエネルギーに代わって利用していくことが重要となります。また、再生可能エネルギーへの置き換えが難しいものについては、低炭素エネルギーへの転換も併せて重要です。

そこで、市川市では、環境負荷を考慮した商品やサービスの購入、公共事業における環境配慮、公共施設における省エネ設備の導入や建築物の断熱化等に率先して取り組むとともに、地域新電力会社による廃棄物発電の運用や、公共施設への太陽光発電などの創エネ設備の導入、その他の再生可能エネルギーの利用に関する調査・研究など、再生可能エネルギーの活用に積極的に取り組んでいきます。

市民や事業者に対しては、省エネ設備、HEMS や BEMS 等のエネルギー計測・制御システムの導入、住宅や建築物の断熱化の促進を図り、これらの取組を支援するとともに、再生可能エネルギー等の活用に向けた取組についても、積極的に支援していきます。

具体的な施策	
I-① 公共施設のエネルギー対策の推進	
施策	取組内容
地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の温室効果ガスの排出抑制 ・公共施設における設備機器の運用や保守管理の改善 ・市川市グリーン購入調達方針に基づく調達の徹底
公共施設の ZEB 化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の新築・改築・改修時に、ZEB 化を推進
公共施設への創エネ設備等の導入推進	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校をはじめとした公共施設へ、創エネ設備設置を推進 ・災害拠点等への蓄電池等の電源設備・電源自立型空調設備等の導入推進
地域新電力会社の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・地域新電力会社の運営
エネルギーの地産地消	<ul style="list-style-type: none"> ・市川市クリーンセンターでの廃棄物発電により得られた電力等を、地域新電力会社から購入し、市内の公共施設での活用を推進

I-② 事業者等のエネルギー対策の推進	
施策	取組内容
商店街灯のLED化の推進	・商店街灯のLED化などに要する経費補助
自治（町）会防犯灯のLED化の推進	・防犯灯のLED化を進める自治（町）会への補助金交付
事業活動における環境配慮の促進	・省エネルギー診断の推進 ・省エネ機器の情報提供 ・BEMS等の普及啓発
事業者における創エネ設備等の導入推進	・太陽光発電設備・コージェネレーション等の創エネ設備の導入を推進

I-③ 住宅へのエネルギー対策の推進	
施策	取組内容
住宅における創エネ設備等の導入推進	・太陽光発電設備・家庭用燃料電池（エネファーム）等の創エネ設備の導入補助
住宅の省エネ化・省エネ設備等の導入促進	・建物の断熱化等の周知・啓発 ・建物の断熱化等にかかる導入補助
低炭素建築物認定制度事業	・「低炭素建築物」の普及促進
省エネ基準適合	・建築物省エネ法の建築物エネルギー消費性能基準への適合判定
緑のカーテンの普及	・緑のカーテン用の種の配布 ・写真展の開催などによる普及啓発・普及促進
生垣助成事業	・生垣づくりの設置補助
屋上等緑化・駐車場緑化助成事業	・建築物の屋上、ベランダ、壁面や駐車場の緑化費用の一部助成
雨水・遊水対策補助事業	・戸建て住宅に設置する雨水浸透施設の設置補助



現在、経済分野では、再生可能エネルギーの普及を後押しする世界的な動きが加速しています。

「信託銀行」や「年金基金」等では、法人の大口投資家などが企業に投資したり、金融機関が融資をしたりする際、財務状況や事業の将来性が評価されていました。しかし、近年では環境や社会への貢献度、企業統治などの非財務情報についても重視されるようになってきています。

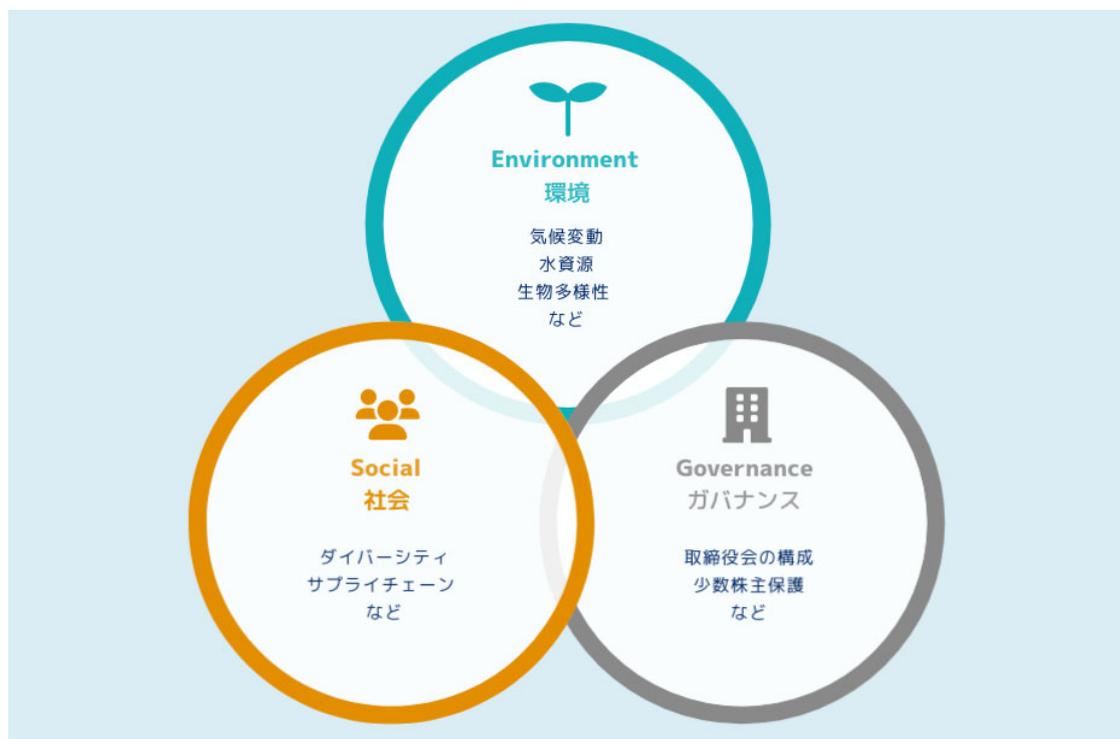
このような非財務情報をESGと呼びます。ESGの視点から、企業の将来性や持続性を評価して投融資する手法が、SDGsを達成するための強力な手段として大きく注目されています。

※ EはEnvironment（環境）、SはSocial（社会）、GはGovernance（企業統治）の略。

非財務情報の中で重視されているのは環境保全への貢献です。

再生可能エネルギーへの転換を進める企業が投資家の投資先として積極的に選ばれる一方で、新設の火力発電事業などへの融資を金融機関が停止する動きがでてきています。

また、地方自治体においても、様々な関係者が連携するプラットフォームを構築して、この中で自治体と地元の金融機関が協力し、環境保全に貢献する地元企業に積極的に融資を行う事例も見受けられます。



出典：年金積立金管理運用独立行政法人

基本目標2 カーボンニュートラルに向けたまちづくり

SDGsのゴール



施策の方向Ⅱ 循環型社会形成の推進

地球温暖化を抑制するためには、家庭系ごみや事業系ごみの発生及び排出を抑制して、焼却により排出される温室効果ガスの削減を図るとともに、資源や廃熱などのエネルギーを循環的に利用していくことが大切です。

市川市では、2022（令和4）年に二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「カーボンニュートラルシティ」を表明したことから、2023（令和5）年4月「市川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（いちかわじゅんかんプラン21）」を改定しました。廃棄物行政を取り巻く社会経済情勢の変化等を踏まえることに加え、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環や、地域の脱炭素化に貢献する廃棄物処理システムの形成を考慮するものとして計画の見直しを行い、循環型社会の形成に向けた施策を推進しています。

具体的な施策	
Ⅱ-① 廃棄物の発生抑制・排出抑制の促進	
施策	取組内容
生ごみの減量	<ul style="list-style-type: none"> ・食べ残し等の食品ロスの削減 ・水切りや堆肥化の促進 ・家庭で生じる生ごみの減量対策の推進
ライフスタイルの変革によるごみ減量	<ul style="list-style-type: none"> ・マイバッグやマイボトル、マイカップの利用促進 ・レジ袋やペットボトルなどの削減
リユースの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・リユース文化の普及・啓発 ・リユースショップ等の活用推進
事業系ごみの減量	<ul style="list-style-type: none"> ・排出事業者への広報・啓発 ・市役所における率先行動
Ⅱ-② 資源の循環的利用と熱回収等の推進	
施策	取組内容
分別の徹底に向けた広報・啓発の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の意見を反映した分かりやすい広報の充実
事業系ごみの資源化	<ul style="list-style-type: none"> ・食品廃棄物のリサイクル促進 ・小規模事業所を対象にしたリサイクル体制の確立
熱回収と余熱利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ焼却時に発生する熱を利用して発電した電気を地域新電力会社が供給し、公共施設等の電力として利用

施策の方向Ⅲ 交通対策の推進

自動車は生活や事業活動に欠かせない交通手段となっている一方で、燃料の消費に伴う温室効果ガスの排出のほか、交通渋滞、交通事故、大気汚染、騒音の発生など様々な交通公害の要因にもなっています。

市川市では、脱炭素社会の実現に向けて、公用車の電気自動車等への転換を進めるとともに、市民や事業者に対して、電気自動車等の購入の推進、自転車や公共交通機関の利用促進等の施策を推進し、自動車から排出される温室効果ガスの削減を図っていきます。

具体的な施策	
Ⅲ-① 自動車使用における環境配慮の推進	
施策	取組内容
エコドライブの普及啓発	・環境負荷の少ない運転の啓発活動
次世代自動車の普及推進	・電気自動車等の次世代自動車の普及啓発 ・電気自動車等の購入補助の推進 ・EV 用充電インフラの整備促進
公用車の次世代自動車への転換	・公用車の電気自動車等への転換推進
Ⅲ-② 公共交通機関・自転車の利用促進	
施策	取組内容
公共交通機関の利用促進	・バスや鉄道利用の啓発・P R ・コミュニティバスの運営
鉄道駅舎のバリアフリー化	・鉄道駅舎のバリアフリー化の推進
自転車走行空間等の整備	・自転車専用通行帯等の整備
自転車の利用促進	・自転車利用の普及啓発

施策の方向Ⅳ 緑地の保全及び都市緑化の推進

緑地には、自然とのふれあいの場としてのレクリエーション機能、火災の延焼防止などの防災機能、美しいまち並みを演出する景観構成機能等だけでなく、二酸化炭素の吸収作用によって地球温暖化を防止する働きや、緑陰の形成等によってヒートアイランド現象を緩和する効果があります。

市川市では、公共空間や自宅周辺への植栽や、花壇の整備などの取組を通して、都市部における緑地の保全及び緑化を推進し、温室効果ガスの排出削減に努めていきます。

具体的な施策	
Ⅳ-① 緑地の保全の推進	
施策	取組内容
民有緑地の保全 (緑地保全に関する協定)	・緑地保全に関する協定の締結に基づく樹林地の保全
都市緑地の公有化	・都市緑地等の公有地化の推進
特別緑地保全地区の指定	・都市緑地法に基づいた、建築行為など一定の行為の制限
緑地の保全活動の支援	・緑地の保全活動を行うボランティア団体等に対しての、活動に対する助言、情報提供
Ⅳ-② 都市緑化の推進	
施策	取組内容
公共空間の緑化	・公共空間における緑化の推進
緑のカーテンの普及	・緑のカーテン写真展などのイベント開催 ・緑のカーテン推進活動の普及・促進
生垣設置・屋上等緑化 ・駐車場緑化助成事業	・生垣の設置、建築物の屋上や壁面の緑化、駐車場の緑化の費用の一部助成
工場等の緑化の推進	・一定規模以上の工場、事業場に対する緑地等の設置義務付け（市川市環境保全条例） ・県、市、事業者による三者協定に基づく緑地の保全
宅地開発に伴う事前緑化協議	・宅地開発行為にかかる規制の適用

市川市で行っている環境関連補助制度

本市では、地球温暖化等に対する取り組み推進のために以下の補助制度の設置や、国の補助制度の情報提供・申請支援を行っています。

① 市民向け

番号	制度名称	所管課
	補助内容	
1	スマートハウス関連設備等導入補助制度	総合環境課
	住宅用太陽光発電設備や家庭用燃料電池（エネファーム）等のスマートハウス関連設備を導入した市民に対し、その費用の一部を補助するもの。	
2	住宅断熱改修促進事業補助金	街づくり整備課
	住宅の断熱改修（窓・ドア等の断熱化）に係る工事をした市民に、工事費の一部を補助するもの。	
3	低炭素建築物認定制度	建築指導課
	「都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）」で定める低炭素建築物の認定を受けると、税制優遇などの措置を受けることができるもの。	
4	住宅の省エネ改修に伴う固定資産税の減額措置	固定資産税課
	一定の省エネ改修工事（窓・床・天井・壁の断熱改修工事）を行った住宅について、固定資産税を軽減するもの。	

② 市民・事業者向け

1	電気自動車等導入費補助金	総合環境課
	電気自動車や電動バイクの購入費の一部、電気自動車と住宅等間で相互に電力を供給できるV2H充放電設備設置費の一部を補助するもの。	
2	生垣助成制度	公園緑地課
	市街地における緑化と災害に強い街づくりの一環として、生垣を設置する市民・事業者はその費用の一部を助成するもの。	
3	屋上等緑化助成制度	公園緑地課
	ヒートアイランド現象の緩和及び良好な自然環境の創出を図るため、建築物の屋上や壁面などを緑化する市民・事業者は、その費用の一部を助成するもの。	
4	駐車場緑化助成制度	公園緑地課
	ヒートアイランド現象の緩和及び良好な自然環境の創出を図るため、駐車場を緑化する市民・事業者はその費用の一部を助成するもの。	
5	保存樹木管理等補助金制度	自然環境課
	市街地に残された貴重な巨木やクロマツ等の保存・保護を目的として、樹木の所有者との間で協定を締結し、良好な状態に維持するための剪定等の費用の一部を補助金として交付するもの。	
6	緑地対策事業補助金	自然環境課
	本市が行う緑地等保全事業に協力するものに対し、補助金を交付するもの。	

③ 事業者向け

1	省エネ・創エネ設備設置費等補助金	総合環境課
	事業所等の省エネ改修工事や太陽光発電設備などの省エネ・創エネ設備の設置に対して補助金を交付するもの。	
2	農業振興対策事業補助金	農業振興課
	減農薬栽培の推進や園芸用廃プラスチックの適正処理など、本市農業の振興を図るための事業に対して補助金を交付するもの。	

基本目標3 一人ひとりの率先的な脱炭素行動



施策の方向V 市民・事業者との協働の推進

地球温暖化対策を市川市全体で推進していくには、市民、事業者をはじめとする市内のあらゆる主体が、気候変動問題や本計画の目的と将来像を共有し、様々な主体と協働しながら、それぞれの立場や役割に応じて自ら積極的に行動することが求められています。

市川市では、市民、事業者、関係団体と市で構成された「市川市地球温暖化対策推進協議会」や、包括協定を締結した大学との協働により、地球温暖化対策に関する啓発事業等に取り組んでいます。

また、市民との協働として、公募した市川市環境活動推進員（呼称：エコライフ推進員）や廃棄物減量等推進員（呼称：じゅんかんパートナー）による啓発活動等にも取り組んでいます。

このように、各主体が協働し、その役割に応じた環境活動に継続的に取り組むことで環境活動が人々のライフワークとなり、地域経済の活性化や活力あふれるまちづくりにも役立っていくことも期待されます。

具体的な施策	
V-① 市民・事業者・大学との協働の推進	
施策	取組内容
地球温暖化対策を推進する団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・市川市地球温暖化対策推進協議会の運営 ・市内大学（千葉商科大学・和洋女子大学）との包括協定に基づく事業推進
地球温暖化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・いちかわ環境フェアの開催 ・環境施策や環境保全への取組等について講義実施
環境問題の企画策定への参画	<ul style="list-style-type: none"> ・環境審議会及び廃棄物減量等推進審議会への大学教員からの委員推薦

V-② 市民との協働の推進	
施策	取組内容
市川市環境活動推進員制度 (エコライフ推進員制度)	<ul style="list-style-type: none"> ・エコライフ推進員の募集 ・身近で実践できるエコライフについての啓発・推進 ・保育園や小学校、公民館などで行われる地域イベントへの参加
市川市廃棄物減量等 推進員制度 (じゅんかんパートナー制度)	<ul style="list-style-type: none"> ・じゅんかんパートナーの選出・委嘱 ・廃棄物の減量・資源化(5R)の啓発・推進
ガーデニングボランティア制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ガーデニングボランティアの登録 ・交流の場の維持管理

施策の方向VI 環境学習の推進・環境情報の発信・実践行動の促進

地球温暖化による様々な問題は、私たちの日常生活や事業活動といったあらゆる過程において発生した、環境負荷の積み重ねが顕在化したものです。

このため、良好な環境を未来に引き継いでいくためには、家庭、地域、職場や市民活動など様々な場面で温暖化対策に取り組み、脱炭素社会を実現する必要があります。

学校教育のみならず、消費者教育、職場教育、地域活動等を通じた環境学習等を推進することにより、地球温暖化の問題意識を市民や事業者と共有し、日々の生活や活動の中で、温暖化対策に取り組み、行動を他者に働きかけていく役割を担う人材の育成を図っていきます。

具体的な施策	
VI-① 環境学習の推進・市民向け環境講座の実施	
施策	取組内容
SDGs (持続可能な開発目標)を 意識した環境学習の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・環境学習とSDGsのゴールを紐づけた学習の実施
市民向け環境講座等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・現地視察を含んだ講座の開催 ・「いちかわこども環境クラブ」の運営
環境イベントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・「いちかわ環境フェア」の実施 ・「クールアースいちかわ」をはじめとした環境イベントの実施

VI-② エコライフの普及と促進	
施策	取組内容
魚食文化フォーラム実行委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・生ノリの販売など、特産品の地産地消 ・魚のさばき方教室などの開催 ・ブルーカーボンに関する取組
市民農園等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・市民に農業体験の場を提供
デコ活の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・国が推奨する国民活動「デコ活」の啓発

コラム

デコ活で将来の豊かな暮らしを



「デコ活」とは、二酸化炭素（CO₂）を減らす（Decarbonization）と、環境に良い（eco）を含む“デコ”と活動・生活を組み合わせた新しい言葉で、2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、CO₂などの温室効果ガスの排出量削減のために、国民・消費者行動変容、ライフスタイル変革を後押しするための新しい国民運動です。

デコ活

くらしの中のエコロがけ



出典：環境省「デコ活」～くらしの中のエコロがけ～

5-3 重点施策

更なる二酸化炭素排出量の削減に向けて、大きな効果が期待される取組を重点施策として位置づけ、優先的に事業を推進します。

(1) 省エネ対策の強化

①建築物の省エネ対策の推進

住宅や事業所等の建築物について、断熱などの省エネ化を進めるとともに、省エネ設備の導入も推進します。また、賃貸住宅への省エネルギー化について施策の検討を行います。

②次世代自動車の普及促進

電気自動車などの次世代自動車の購入の補助を行うとともに、充電インフラの整備を進めます。

③プラスチックごみの削減

マイバッグ・マイボトル・マイカップ等の利用を促進し、レジ袋やペットボトルなどの削減を図り、できる限りごみの発生・排出につながらないものを優先的に選択する、環境にやさしい消費行動への転換を促進します。

また、燃やすごみとして収集している、製品プラスチックの資源化について検討します。

表 5-2 省エネ施策の数値目標と削減量(2030 年度目標)

部門・分野	施策	指標	数値目標	削減量 (千 t-CO ₂)
家庭	住宅の省エネルギー化	建築物省エネ法※適合性判定対象件数 (2025～2030 年度の新築の累計)	2,940 件	26.2
	高効率給湯器の導入	ヒートポンプ給湯器 (2030 年度時点での各世帯の保有台数)	67,000 台	38.0
		潜熱回収型給湯器 (2030 年度時点での各世帯の保有台数)	129,000 台	
		家庭用燃料電池 (2030 年度時点での各世帯の保有台数)	13,000 台	
高効率照明の導入	LED 照明の導入台数 (2030 年度時点での各世帯の保有台数)	1,946,000 台	27.5	
業務 その他 ・産業	建築物 (非住宅) の 省エネルギー化	建築物省エネ法適合性判定対象件数 (2022～2030 年度の新築の累計)	1,310 件	23.1
運輸	次世代自動車の普及	次世代自動車の市内購入台数 (2022～2030 年度の累計)	42,020 台	60.9
廃棄物	プラスチックごみの削減	廃プラスチック削減焼却量 (2022 年度からの削減量)	4,000 t	27.0

※建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律

施策の推進に向けた各主体の取組

<p>市民</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅について断熱などの省エネ化を積極的に推進します。 ● 次世代自動車を積極的に導入します。 ● プラスチックのリサイクルを促進します。
<p>事業者</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事務所等について、断熱などの省エネ化を積極的に推進します。 ● 次世代自動車を積極的に導入します。
<p>市川市</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物について、断熱などの省エネ化を促進します。 ● 賃貸住宅への省エネ化について、施策検討を行います。 ● 次世代自動車の購入を支援する施策を推進します。 ● プラスチックごみの削減、リサイクルについて、周知・啓発に努めます。

(2) 再生可能エネルギー等の導入強化

①再生可能エネルギー設備の導入に関する補助制度の強化

市民や事業者を対象にした太陽光発電設備の導入に対しての補助制度の強化を図り、再生可能エネルギー設備の導入を促進します。

②クリーンセンターの廃棄物発電の効率的利用

「市川市クリーンセンター」に設置されているごみ処理施設（廃棄物焼却炉）において、ごみ焼却時に発生する熱で高温・高圧の蒸気を作り、タービンを回転させて発電を行っています。この発電された環境価値を有するクリーンな電力については地域新電力会社により効率的に利用します。

③地域新電力会社によるクリーンエネルギーの運用

市川市クリーンセンターの廃棄物発電により得られた電力を市域内に供給し、エネルギーの地産地消を行うとともに、市域内のCO₂削減効果や地域経済循環効果を創出します。

再エネ導入設備の数値目標と削減量（2030年度目標）

導入設備	設置場所	導入目標 (MWh)	削減量 (千 t-CO ₂)
太陽光発電	戸建て住宅	18,330	46.4
	荒廃地等	9,860	2.5
太陽熱 利用システム	戸建て住宅	3,480	0.9

施策の推進に向けた各主体の取組

<p>市民</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅への再エネ設備の導入をします。
<p>事業者</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事務所等に再エネ設備を導入します。
<p>市川市</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 再エネ導入に関する補助制度を強化します。 ● ごみ処理時に産み出された電気や熱を効率的に利用します。 ● 地域新電力会社の事業を通じて、市域に様々なメリットもたらしめます。

コラム

地域新電力（自治体新電力）

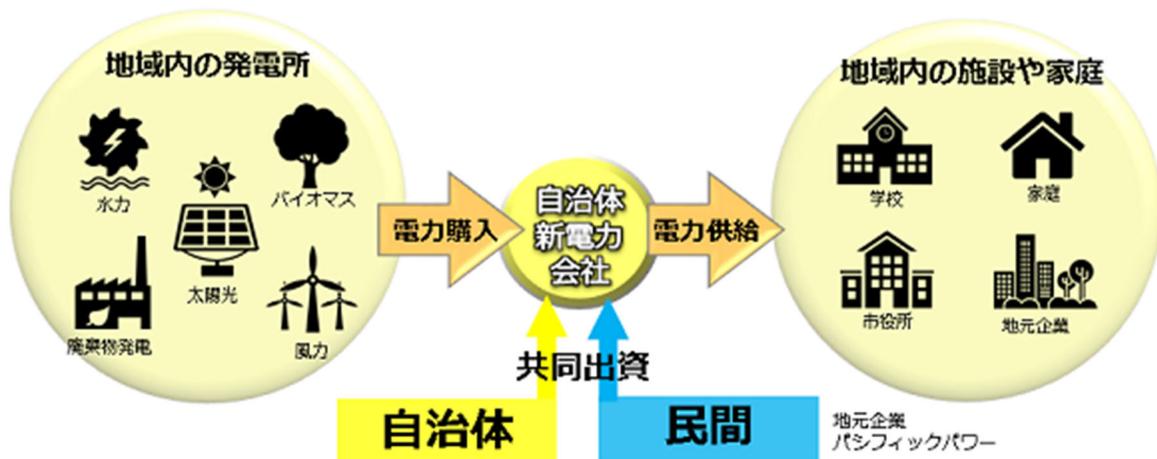


地方自治体の戦略的な参画・関与の下で小売電気事業を営み、得られる収益等を活用して地域の課題解決に取り組む事業者を「地域新電力」又は「自治体新電力」と呼びます。

「地域新電力」は、電気の小売によるエネルギーの地産地消や電気代の削減だけでなく、民間の創意工夫の下、地域で様々なエネルギー関連事業を企画・実行する官民連携の担い手としても近年注目されています。

2016年の電力小売全面自由化を契機に、自治体と企業の出資により新たな会社を立ち上げる事例が増え、現在では、国内50以上の自治体で自治体新電力事業が実施されています。

自治体新電力事業のしくみ



出典：環境・パシフィックパワー株式会社

(3) 省エネ、再エネに関する行動変容の促し

①省エネ、再エネの導入促進に関する施策の実施

市民・事業者へ、省エネ・再エネ設備の導入促進を資する施策を実施します。

②効果的な周知・啓発（温暖化対策を意識していない潜在的な市民へのアプローチによる行動変容の促し）

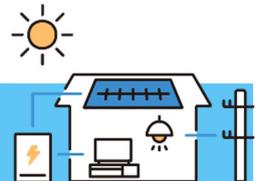
市民・事業者が地球温暖化を自分事として捉え、自ら率先して行動するように、省エネや節電、再エネの必要性だけでなく、設備導入による経済的メリットなども含め、様々な周知・啓発を実施します。

施策の推進に向けた各主体の取組

<p>市民</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地球温暖化を自分事として捉え、日々の生活において「デコ活」を実践します。
<p>事業者</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地球温暖化を自分事として捉え、必要に応じて事業活動や取組を見直します。
<p>市川市</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 省エネ・再エネ設備の導入促進を資する施策を実施します。 ● 「デコ活」の普及啓発や、その他地球温暖化対策に資する周知・啓発を実施します。

コラム

蓄電池



蓄電池とは、1 回限りではなく、充電をおこなうことで電気を蓄え、繰り返し使用することができる電池（二次電池）のことです。

太陽光発電設備と同時に導入することで、平常時の電気料金の削減効果（購入電力量の削減等）や、非常用電源としての活用（災害時などに貯めた電気を活用）などが期待できます。

設備導入のしやすさや得られる効果（防災面・環境面・経済面）から、今後の普及拡大が期待されています。

本市では『スマートハウス関連設備等導入補助制度』を設け、住宅への導入費用の一部を補助しています。



環境にも、家計にもやさしい生活はじめてみませんか

- A 住宅用太陽光発電設備**
※補助対象となる機器は、住宅用太陽光発電設備です。
- B 蓄電池**
※蓄電池は、太陽光発電設備と併せて設置する必要があります。
- C 蓄電池システム**
※蓄電池システムは、蓄電池と太陽光発電設備を併せて設置する必要があります。
- D 省エネ設備**
※省エネ設備は、蓄電池システムと併せて設置する必要があります。
- E 省エネ設備**
※省エネ設備は、蓄電池システムと併せて設置する必要があります。

設備の種類	補助金額
A 住宅用太陽光発電設備 ※補助対象となる機器は、住宅用太陽光発電設備です。	1kWあたり5万円 上限225,000円
B 蓄電池 ※蓄電池は、太陽光発電設備と併せて設置する必要があります。	上限10万円
C 蓄電池システム ※蓄電池システムは、蓄電池と太陽光発電設備を併せて設置する必要があります。	上限7万円
D 省エネ設備 ※省エネ設備は、蓄電池システムと併せて設置する必要があります。	単体導入時 1/10 上限25万円 ※蓄電池システムと併せて設置する場合は、単体導入時の半額です。
E 省エネ設備 ※省エネ設備は、蓄電池システムと併せて設置する必要があります。	単体導入時 1/10 上限10万円 ※蓄電池システムと併せて設置する場合は、単体導入時の半額です。
蓄電池専用補助 ※蓄電池専用補助は、蓄電池と太陽光発電設備を併せて設置する必要があります。	上限15万円
蓄電池専用補助 ※蓄電池専用補助は、蓄電池と太陽光発電設備を併せて設置する必要があります。	蓄電池専用補助 1/3 上限50万円 ※蓄電池専用補助は、蓄電池と太陽光発電設備を併せて設置する必要があります。
蓄電池専用補助 ※蓄電池専用補助は、蓄電池と太陽光発電設備を併せて設置する必要があります。	蓄電池専用補助 2/3 上限100万円 ※蓄電池専用補助は、蓄電池と太陽光発電設備を併せて設置する必要があります。

※補助対象となる機器の種類や条件は、詳しくはお問い合わせください。

蓄電池の導入は、省エネ・再エネの導入促進に大きく貢献しています。

蓄電池の導入は、省エネ・再エネの導入促進に大きく貢献しています。

家庭でできるエコライフの取組例

『省エネ対策』と聞くと難しく感じますが、我慢や無理をするのではなく、各家庭の日々の生活において、ちょっとした取組によって、二酸化炭素排出量も家計の負担も削減することができます。

わが家の使用量は多い?少ない? 目指せ! 省エネ家庭

検針票・請求書のごよをチェック!

電気

請求書(ご利用明細)

請求金額 **X,XXX円**

ご使用量 **00kWh**

ガス(※東京ガス)

請求書(ご利用明細)

請求金額 **X,XXX円**

ご使用量 **00kWh**

水道・下水道

請求書(ご利用明細)

請求金額 **X,XXX円**

ご使用量 **00kWh**

		6月			8月			1月		
		平均	199kWh	円	平均	199kWh	円	平均	199kWh	円
戸建住宅	1人世帯	186	5,857	287	8,197	309	11,739			
	2人世帯	253	7,861	402	11,638	474	18,270			
	3人世帯	275	8,546	449	13,085	504	19,394			
	4人世帯以上	324	10,072	532	15,194	608	23,041			

		6月			8月			1月		
		平均	199kWh	円	平均	199kWh	円	平均	199kWh	円
集合住宅	1人世帯	126	3,911	209	5,850	193	7,187			
	2人世帯	201	6,153	331	9,274	314	11,939			
	3人世帯	241	7,500	413	11,643	386	14,929			
	4人世帯以上	286	8,561	466	13,020	424	16,431			

		6月			8月			1月		
		平均	199kWh	円	平均	199kWh	円	平均	199kWh	円
ガス	1人世帯	12	2,872	6	1,651	33	7,357			
	2人世帯	25	5,111	13	2,811	61	12,288			
	3人世帯	31	6,041	16	3,113	70	13,928			
	4人世帯以上	35	6,539	18	3,378	73	14,232			

		6月			8月			1月		
		平均	199kWh	円	平均	199kWh	円	平均	199kWh	円
水道・下水道	1人世帯	8.1								
	2人世帯	14.9								
	3人世帯	19.9								
	4人世帯	23.1								

目安

電気代やガス代も高く
なっているので、
より高効率な家電への
買い替えも考えていね!

ご存知ですか? 電気の単位

- ・W (ワット) 電気が仕事をする力 (電力)
- ・Wh (ワットアワー) 電気が使った量 (電力消費量)
- ・電力 (W) = 電力 (W) × 時間 (h)
- ・V (ボルト) 電気を押し出す力 (電圧)
- ・A (アンペア) 電気が流れる量 (電流)
- ・電流 (A) = 電力 (W) ÷ 電圧 (V)

40Wの電球を
2時間つけると?

40W × 2hで
80Whの電気をを使うよ

節約アンペアの選び方

契約容量(アンペア)は、同時に使用できる電気の量を表しています。1年を通じてもっとも電気を使うときを想定して考えます。

たとえば・・・ 冬の夕食時に、キッチンと居間で電気を使っているときのアンペア数は・・・

エアコン(暖房) 6.8A

+

冷蔵庫 2.5A

+

照明(合計) 2A

+

テレビ(4台) 13A

+

テレビ(1台) 2.1A

=

26.2A

=

30A

※消費電力100Wで1Aです(100Wの電球)

・10A・15Aの電線のアンペアブレーカー(一切施工は取組として無料ですが、配線や電線径の状況によっては、電気工事による有料の工事が必要となる場合があります)

・集合住宅では、所有や管理人の承認が必要となります

3
4

家庭でできるその他の取組（家電の買い替え）

製品の省エネ性能を表す指標として、「統一省エネルギーラベル」が導入されています。省エネ性能は“星の数”で表されており、星の数が多いほど電気代やCO₂の削減が期待できるので家電買い替え時の参考になります。



新しいラベルのポイントは主に3つ

- ポイント 1** **多段階評価点**
市場における製品の省エネ性能を高い順に5.0～1.0までの41段階で表示します。
- ポイント 2** **省エネルギーラベル**
トップランナー制度における、機器区分ごとに定められた省エネ基準をどの程度達成しているかを表示します。
- ポイント 3** **年間目安エネルギー料金**
当該製品を1年間使用した場合の経済性を、年間目安エネルギー料金で表示します。
※年間目安エネルギー料金とは、年間の目安電気料金、目安ガス料金または目安灯油料金を指します。

電気温水機器



ガス温水機器



石油温水機器



多段階評価点
エネルギー種別（電気・ガス・石油）を問わない、横断的な多段階評価点（★の数）を表示。温水機器全体で省エネ性能を比較できます。

年間目安エネルギー料金

ラベル表示内容の前提条件に関する注意書き

QRコード等
多段階評価点（★の数）や年間目安エネルギー料金は、使用する地域や世帯人数で大きく変わります。ラベル表示内容の前提条件と、使用する条件が異なる場合は、QRコード先で、地域や世帯人数に応じた多段階評価点（★の数）と年間目安エネルギー料金に換算します。

出典：資源エネルギー庁ホームページ

事業所でできるエコライフの取組例

事務所における『省エネ対策』というと、照明や空調、機械機器設備の導入費用など、経済的な面から中々取り組みづらいというイメージがあると思います。

しかし、『省エネ対策』にはコストをかけずに出来ることもあり、これらの取組によって、エネルギーコストの削減を図ることも出来ます。

以下でその取組例をご紹介します。

事務所内で各自ができる取組

分類	取組
管理	・省エネ推進組織を整備して取組体制を整える
空調	・クールビズ、ウォームビズを推進して、適正な室温に調整する ・空調機器のフィルターを定期的に清掃する
給湯	・冬期以外は給湯を停止する ・使用量の少ない時間帯は循環ポンプを停止する
照明・電気	・昼休み、不使用室等は消灯する ・人感センサーを導入し、不要な照明時間を削減する ・照明を買い替えるときは、LED照明を購入する
機器	・オフィス機器を買い替えるときは、省エネ製品を選ぶ ・パソコンを使用しないときは、電源を切る
建築	・建物東面のブラインドを管理し、朝の冷暖房負荷を軽減する
昇降機	・土日・休日及び夜間のエレベーター運転台数を調整する ・エレベーターの使用をできるだけ控えて、階段を利用する

事務所施設でできる取組

分類	取組
空調・給湯	・ボイラーや燃焼機器の空気比を調整する ・ボイラーブロー量の適正化及び水質を管理する
空調	・冷凍機の冷水出口温度設定と補機・搬送動力を合わせた効率を管理する ・熱搬送ポンプを、負荷に応じた運転台数に調整する ・冷凍機の冷却水温度を管理し、冷凍機の効率を上げる ・室内CO ₂ 濃度を管理し、必要最小限の外気取り入れを行う ・冷暖房開始時には外気取り入れを停止する ・冷暖房は早めに熱源機を停止し、装置内の熱を有効利用する ・外気冷房が有効な期間は、全熱交換器のバイパス運転を行う ・空調機の立ち上がり時間を短縮する
照明・電気	・変圧器の負荷率を管理し、相間バランスを取る ・電気室の温度設定を見直し、冷房負荷・換気動力を軽減する

さらに市役所では以下の取組を実施します。

市役所が追加で行う取組

分類	取組
リサイクル等の 推進	<ul style="list-style-type: none"> ・用紙類やビン、缶、ペットボトル等資源化物の分別を徹底する ・事務機器や消耗品等を購入するときは、リサイクル可能な商品を選択する
水使用量の 削減	<ul style="list-style-type: none"> ・洗面や手洗い等をするときは、水の出し過ぎに注意し節水に努める ・節水コマ等の使用や節水型機器の導入など、節水を徹底する ・雨水や中水の利用促進に努める
用紙類使用量の 削減	<ul style="list-style-type: none"> ・両面印刷や両面コピーを徹底する ・資料等の簡素化を図り、配布部数は適正量とする ・庁内LANを積極的に活用し、ペーパーレス化を推進する ・庁内業務のIT化を推進し、アナログ業務を電子化する
備品等の効率的な 利用による 購入量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・備品等を部署間で積極的に融通することにより、重複購入を避ける ・ライフサイクルを通じて省エネ・省資源となるよう、買い換え時期や購入量を決定する
建設工事関連	<ul style="list-style-type: none"> ・工事中及び施設稼働時に発生する廃棄物の分別とリサイクルの徹底を図る ・高炉セメントを積極的に利用する ・熱帯材型枠を使用しない
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー、未利用エネルギー等の導入に努める (太陽光、廃熱、コージェネレーションなど) ・代替フロン系冷媒の回収、破壊や非フロン系エアゾール製品の購入、使用の徹底を図る ・公共施設利用時の節電や節水への理解と協力を求める ・環境配慮型工事への理解や協力を求める ・グリーン購入法で定められたエコ商品を積極的に利用する

5-4 施策の目標

本計画における 2030（令和 12）年度の短期目標を達成するための施策の目標を以下に示します。

【省エネ】

部門・分野	重点施策 1			施策	指標	数値目標	削減量 (千 t-CO ₂)
	①	②	③				
家庭	○			住宅の省エネルギー化	建築物省エネ法適合性判定対象件数 (2025～2030 年度の新築の累計)	2,940 件	26.2
	○			高効率給湯器の導入	ヒートポンプ給湯器 (2030 年度時点での各世帯の保有台数)	67,000 台	38.0
	○				潜熱回収型給湯器 (2030 年度時点での各世帯の保有台数)	129,000 台	
	○				家庭用燃料電池 (2030 年度時点での各世帯の保有台数)	13,000 台	
	○			高効率照明の導入	LED 照明の導入台数 (2030 年度時点での各世帯の保有台数)	1,946,000 台	27.5
	○			その他	省エネ改修、省エネ行動等	－	10.6
業務 その他 ・産業	○			建築物 (非住宅) の省エネルギー化	建築物省エネ法適合性判定対象件数 (2022～2030 年度の新築の累計)	1,310 件	23.1
				その他	クールビズの実施等	－	9.1
運輸		○		次世代自動車の普及	次世代自動車の市内購入台数 (2022～2030 年度の累計)	42,020 台	60.9
				その他	エコドライブの推進等	－	26.9
廃棄物			○	プラスチックごみの削減	廃プラスチック削減焼却量 (2022 年度からの削減量)	4,000 t	27.0
				その他	分別収集の徹底等	－	1.9
合計							251.3

注:数値の合計は、端数処理により合わないことがあります。

【再エネ等】

導入設備	重点施策 2			設置場所	導入目標 (MWh)	削減量 (千 t-CO ₂)
	①	②	③			
太陽光発電	○			戸建て住宅	183,330	46.4
	○			荒廃地等	9,860	2.5
太陽熱利用システム				戸建て住宅	3,480	0.9
廃棄物発電		○	○	－	－	7.6
合計						57.4

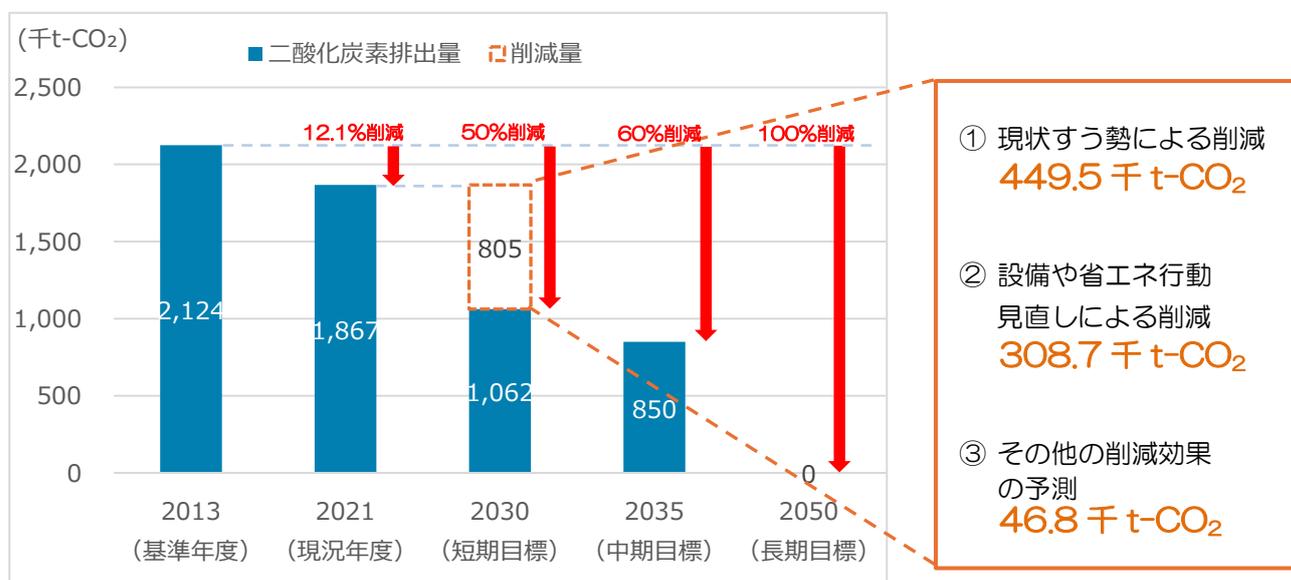
注:数値の合計は、端数処理により合わないことがあります。

【その他】

部門	取組	削減量 (千 t-CO ₂)
森林吸収	森林整備に伴う吸収量	0.7
市域外における 再エネ由来電力	市域外における再生可能エネルギー由来電力の調達	46.1
合計		46.8

注:数値の合計は、端数処理により合わないことがあります。

市域外における再エネ由来電力の調達については、他の施策で可能な限り二酸化炭素を削減することで、調達量を減らすことを目指します。



※数値の合計は、端数処理により合わないことがあります。

図 5-1 各目標年度における二酸化炭素排出量と削減する二酸化炭素排出量(図 4-3 再掲)